

平成25年5月21日

都道府県及び指定都市における給与減額措置の取組状況

都道府県及び指定都市における給与減額措置の取組状況について、別添のとおり取りまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：犬丸理事官 酒井係長 上野係長
電話：03-5253-5549(直)
FAX：03-5253-5553

都道府県の取組状況

(5月20日回答期限)

団体名	ラスパイレス 指数	参考値	取組状況					左記以外	
			取組方針 検討中	首長の 態度表明	減額の取組 方針の決定	職員団体等と 協議中	議会に 提出済		議会で 議決済
北海道	102.1	94.4		○	○	○			
青森県	107.7	99.5		○	○	○			
岩手県	107.1	99.0		○	○	○			
宮城県	110.6	102.2		○	○	○			
秋田県	110.4	102.0	○						
山形県	108.7	100.5	○						
福島県	109.7	101.4	○						
茨城県	109.4	101.1		○	○	○			
栃木県	104.9	97.0	○		○	○			
群馬県	109.7	101.4		○	○	○			
埼玉県	110.4	102.1		○	○	○			
千葉県	110.5	102.2		○	○	○			
東京都	110.4	102.0							○
神奈川県	110.4	102.1			○	○			
新潟県	108.6	100.4	○						
富山県	107.7	99.6		○	○	○			
石川県	107.7	99.6	○						
福井県	107.8	99.6	○						
山梨県	108.3	100.1		○	○	○			
長野県	106.3	98.2		○	○				
岐阜県	102.7	95.0		○	○	○			
静岡県	111.7	103.2	○						
愛知県	109.1	100.8	○						
三重県	106.2	98.2	○	○		○			
滋賀県	107.3	99.2			○	○			
京都府	107.6	99.5		○	○	○			
大阪府	101.4	93.8							○
兵庫県	105.8	97.8	○						
奈良県	108.8	100.5		○	○	○			
和歌山県	108.7	100.4			○	○			
鳥取県	101.2	93.6							○※
島根県	104.9	97.0		○	○	○			
岡山県	100.2	92.6		○	○	○			
広島県	107.7	99.6	○	○	○	○			
山口県	108.5	100.3		○	○	○			
徳島県	105.6	97.6	○	○					
香川県	106.0	97.9							○
愛媛県	107.4	99.3			○	○			
高知県	106.9	98.8		○	○	○			
福岡県	110.3	101.9		○	○	○			
佐賀県	108.3	100.1			○	○			
長崎県	108.0	99.8		○	○	○			
熊本県	109.0	100.8		○	○	○			
大分県	108.8	100.5			○				
宮崎県	106.5	98.4			○	○			
鹿児島県	104.6	96.7		○	○	○			
沖縄県	107.4	99.3	○		○	○			
合計			14	25	32	31	0	0	4

※H25.1.1に▲1.8%の給与改定を実施しており、これを考慮すると、国と同等以上に給与水準が抑制されていると回答。

指定都市の取組状況

(5月20日回答期限)

団体名	ラスパイレ ス指数	参考値	取組状況						左記以外
			取組方針 検討中	首長の 態度表明	減額の取組 方針の決定	職員団体等と協 議中	議会に 提出済	議会で 議決済	
札幌市	108.9	100.6	○						
仙台市	109.9	101.6	○						
さいたま市	110.0	101.7	○						
千葉市	109.6	101.3	○						
横浜市	112.0	103.5	○						
川崎市	112.2	103.7	○						
相模原市	109.0	100.7	○						
新潟市	107.7	99.6	○						
静岡市	111.3	102.9	○						
浜松市	105.8	97.8	○						
名古屋市	112.5	104.0	○						
京都市	111.1	102.7	○						
大阪市	103.8	95.9	○	○					
堺市	106.3	98.3	○						
神戸市	110.6	102.2	○	○	○	○			
岡山市	109.5	101.2	○						
広島市	108.1	99.9	○						
北九州市	111.6	103.1		○	○	○			
福岡市	110.5	102.2		○	○	○			
熊本市	108.6	100.3		○	○	○			
合計			17	5	4	4	0	0	0

(注)

- 1.「取組方針検討中」とは、今回の要請を踏まえ、人事当局内で対応方針について検討中又は検討に着手している場合。
- 2.「首長の態度表明」とは、今回の要請を踏まえ何らかの対応を取る又は検討する旨を対外的（議会、マスコミ、住民等）に表明している場合。
- 3.「減額の取組方針の決定」とは、人事当局において今回の要請を踏まえた減額措置を実施する方針を決定した場合。
- 4.上記回答は複数回答のため、団体数と各欄の合計値は一致しない。